

令和 2 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	12,991,810 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	5,803,500 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	35,594 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	15,900 立方メートル

(2) 主要建設事業

事 業 名	施 行 場 所	事 業 費	事 業 概 要
第一北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	3,052,047 千円	浄水場工事等

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	1,155,647 千円
第 1 項 営 業 収 益	864,176 千円
第 2 項 財 務 収 益	18 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	291,453 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	853,865 千円
第1項 営業費用	809,183 千円
第2項 財務費用	44,103 千円
第3項 事業外費用	79 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 296,225 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 296,225 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,547,950 千円
第1項 企業債	3,547,500 千円
第2項 固定資産売却代金	30 千円
第3項 雑収入	420 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,844,175 千円
第1項 建設費	3,052,047 千円
第2項 改良費	496,234 千円
第3項 企業債償還金	270,654 千円
第4項 他会計からの長期借入金償還金	25,240 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
第一北上中部工業用水道取水口建設工事	令和2年度から令和4年度まで	1,962,000 千円
第一北上中部工業用水道汚泥脱水機更新工事	令和2年度から令和3年度まで	447,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	3,547,500千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,548,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 171,885千円

(2) 交際費 50千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種類)	(名称)	(所在地)	(数量)
取得する資産	土地	取水等管理用地	盛岡市地内	39,256平方メートル

令和2年2月14日提出

岩手県知事 達 増 拓 也